

金属スクラップ売却（単価契約） に関する売却要領

入札参加申込期間	令和8年 6月25日（木）から 令和8年 7月24日（金）まで
入札日	令和8年 8月 7日（金）
場 所	薩摩川内市水道局 2階 大会議室

薩摩川内市 水道局 下水道室

目 次

○入札の流れ

1	物品の概要	P 1
2	入札の公告等	P 1
3	物品の確認期間	P 1
4	入札参加申込受付	P 1
5	入札実施日	P 1
6	契約	P 1
7	物品の引渡し	P 1
8	売買代金の支払	P 1

○入札に関する注意事項

1	物品の売却について	P 2
2	入札手順について	P 2
3	入札参加資格について	P 2
4	入札参加手続きについて	P 2
5	物品の確認期間及び保管場所について	P 3
6	入札について	P 4
7	契約について	P 4
8	引渡しについて	P 5
9	売買代金について	P 5
10	問い合わせ先	P 5

○提出書類

入札参加申込書（様式1）	P 6
暴力団排除に関する誓約書（様式2-1）	P 7
役員等名簿（様式2-2）	P 8
入札書（様式3）	P 9
入札書（記入例）	P10
委任状（様式4）	P11
委任状（記入例）	P12

○契約書（案）

契約書（案）	P13
物品受領書	P15

入札の流れ

1 物品の概要

詳細については、2 ページの入札に関する注意事項「1 物品の売却について」をご覧ください。

2 入札の公告等

入札の公告（庁舎掲示板）	令和8年6月25日（木）
市ホームページ掲載	令和8年6月25日（木）
売却要領を示す日時及び場所	令和8年6月25日（木）～令和8年7月24日（金） 薩摩川内市 水道局 下水道室

3 物品の確認期間

日 時	令和8年6月25日（木）から令和8年7月24日（金） 午前9時00分から午前11時30分又は午後1時30分から午後4時30分まで ※閉庁日を除く
場 所	宮里浄化センター（薩摩川内市宮里町2345番地）

4 入札参加申込受付

入札に参加しようとする者は、入札申込書及び滞納のない証明書を受付場所へ提出してください。
なお、法人については登記事項証明書（現在事項証明書）も併せて提出してください。
受付期間：令和8年6月25日（木）から令和8年7月24日（金）まで（閉庁日を除く。）
受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
受付場所：薩摩川内市 水道局 下水道室（水道局2階）
申込受付期間終了後、入札参加資格の適合を確認した後に、入札参加通知書を郵送します。

5 入札実施日

入札参加資格を与えられた者のみ入札に参加できます。
物品番号順に入札を行いますので、入札受付時間までに来場ください。
開札の結果、予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とし、最高価格による入札者が2名以上あるときは、くじで落札者を決定します。
入札期日：令和8年8月7日（金）
入札場所：薩摩川内市水道局 2階 大会議室
入札受付時間：4 ページの「6 入札について（1）日時及び場所」の受付時間をご参照ください。

6 契約

落札者は、落札決定後7日以内に売買契約書により契約締結します。

7 物品の引渡し

詳細については、5 ページの入札に関する注意事項「8 引渡しについて」をご覧ください。

8 売買代金の支払

売買代金は、物品の引渡し後30日以内に納入通知書にてお支払ください。

入札に関する注意事項

1 物品の売却について

【売却品名】

物品番号	品名	概算重量
1	鉄	23,790Kg
2	雑線	836 Kg
3	銅板	330Kg

- ※ 現状のままで引渡しますので、事前に現物をご確認ください。
- ※ 数量は概算であり、その数量を保証するものではありません。
- ※ 詳細については、別紙の「発生物件調書」を参照してください。

2 入札手順について

入札は、次の手順で行います。

- (1) 受付
- (2) 物品の説明及び確認
- (3) 入札（番号ごとに入札）
- (4) 開札
- (5) 落札者決定

3 入札参加資格について

薩摩川内市内に住所を有する個人又は所在地を有する法人（法人にあつては、薩摩川内市に本店又は支店等を置く企業）のうち、次にあげる要件をすべて満たしていること。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)に規定する者に該当しないこと。
- (3) 薩摩川内市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成28年薩摩川内市告示第143号）第3条に規定する者に該当しないこと。

4 入札参加手続きについて

入札参加手続きについては、下記のとおりです。

- (1) 提出書類
 - ・入札参加申込書（様式1）
 - ・滞納のない証明書
 - ・暴力団排除に関する誓約書（様式2-1、2）
 - ・登記事項証明書（現在事項証明書）※法人に限る
- (2) 受付期間 令和8年6月25日（木）から令和8年7月24日（金）まで（閉庁日を除く。）
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 受付場所 薩摩川内市水道局下水道室（水道局2階）

申込受付期間終了後、入札参加資格の適合を確認した後に、入札参加通知書を郵送します。

5 物品の確認期間及び保管場所について

期 日	時 間	場 所
令和8年6月25日(木) から 令和8年7月24日(金) (閉庁日は除く)	午前9時00分から午前11時30分	宮里浄化センター (宮里町2345番地)
	午後1時30分から午後4時30分	



※ 現物確認の際は、事前に下水道室までご連絡をお願いいたします。

6 入札について

(1) 日時及び場所

入札日	物品	入札開始時間	受付時間	場 所
令和8年8月7日（金）	金属スクラップ	午後 1時 30分	午後 1時 10分 から 午後 1時 25分	薩摩川内市水道局 2階 大会議室

※1 物品番号順に入札を行いますので、購入希望者は受付時間までにおこしください。

※2 入札開始時間に遅れると、入札に参加できない場合があります。

(2) 必要なもの

①入札参加通知書

②入札書

- ・入札書は、別紙「様式3」を使用し、購入を希望される物品ごとに作成してください。
(2件以上の物品に入札される場合は、別紙「様式3」を複写の上作成してください。)
- ・金額の記入は、算用数字を使用し、税抜きの金額を記入してください。なお、頭に「¥」マークを記入してください。
- ・入札書提出後は、金額の加除修正はできません。
- ・代理人（受任者）が入札に参加する場合、住所及び氏名は代理人が記入し、委任状の代理人（受任者）印に使用した印鑑を押印してください。

③委任状

- ・本人以外が入札に参加する場合のみ必要です。
- ・委任状は、別紙「様式4」を使用し、購入を希望される物品の入札ごとに作成してください。

④印鑑

- ・朱肉用の印鑑を持参してください。（スタンプ印不可）
- ・代理人（受任者）の場合は、委任状に使用した印鑑となります。（スタンプ印不可）

⑤筆記用具

- ・ボールペン等の容易に消すことができないもの。

(3) 落札者の決定方法

- ①一般競争入札により行います。なお、郵便・電信等での入札はできません。
- ②入札及び開札は1件ごとに行います。
- ③開札の結果、予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とします。
最高価格による入札者が2名以上あるときは、くじで落札者を決定します。
- ④開札の結果、予定価格に達する入札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。
- ⑤落札者（委任者）が契約者となり、名義人となります。

7 契約について

落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書（案）のとおり薩摩川内市と落札者との間に売買契約を締結します。

8 引渡しについて

- (1) 売買契約を締結後に、物品をお渡しします。21日以内に引き取りを行ってください。
- (2) 物品の積み下ろし、運搬等に必要とされる費用は、全て落札者の負担とします。
- (3) 搬出にあたっては、次の事項を必ず厳守してください。
 - ア 積載重量制限を超過して積み込まず、また積み込ませないこと。
 - イ 物品積載装置の不正改造をした運搬車両に積み込まず、また、積み込ませないこと。また、これらの車両を出入りさせないこと。
 - ウ 取引関係のある運送業者が不正行為（過積載、不正改造車等の使用）を行っている場合には、早急に不正状態を解消する処置を講ずること。
 - エ 運搬車両の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者や、運搬車両等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- (4) 落札者への引渡し方法は現状渡しとします。

なお、現物の確認を行っていても入札には参加できますが、その場合は確認しているものとみなします。入札後の異議不服申し立ては一切認めません。
- (5) 一度引渡しした物品はいかなる理由があっても返品・交換はできません。

9 売買代金について

落札者は、市が発行する納入通知書により納付期限までに全額をお支払いください。

10 問い合わせ先

薩摩川内市 水道局 下水道室

電話 0996-20-8503（内線235）

様式1

入札参加申込書

私は、金属スクラップの売り払いにかかる一般競争入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、参加を申し込みます。

薩摩川内市長 田中良二 殿

〒
申込者住所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

印

電話番号

物品番号	品名	概算重量
1	鉄	23,790Kg
2	雑線	836 Kg
3	銅板	330Kg

- ※ 落札者（委任者）が契約者となり、名義人となります。
- ※ 薩摩川内市の市税に滞納がない旨の証明書を添付してください。
- ※ 法人については、登記事項証明書（現在事項証明書）も併せて提出してください。
- ※ 申込受付を完了し、入札参加資格の合を確認した後に、入札参加通知を郵送いたします。

暴力団排除に関する誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、薩摩川内市において必要な場合は、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が薩摩川内市と締結する他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

薩摩川内市長 殿

住 所
商号又は名称
職 名
代 表 者 名

印

法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

(注)

- 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、薩摩川内市が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
 - ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者、受任者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者、受任者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

入 札 書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
内 訳	物 品 番 号	品 名				数 量	単 位		
						1	Kg		
<p style="text-align: center;">物品を確認のうえ、薩摩川内市契約規則及び指示された事項を 承知して、上記のとおり入札します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">薩摩川内市長 田 中 良 二 殿</p>									
<p>注 入札金額は、消費税相当額を含まない金額を記載するものとする。</p>									

令和 年 月 日 上記金額で落札決定通知	落札者印
--	------

入 札 書

金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
内 訳	物 品 番 号	品 名				数 量	単 位		
	※ 物品番号を記入 (例) 1	※ 品名を記入 (例) 鉄				1	Kg		
<p>物品を確認のうえ、薩摩川内市契約規則及び指示された事項を承知して、 上記のとおり入札します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">※代理人(受任者)の場合は、委任状に使用した印鑑を使用してください。</p> <p>薩摩川内市長 田 中 良 二 殿</p>									
<p>注 入札金額は、消費税相当額を含まない金額を記載するものとする。</p>									

令和 年 月 日 上記金額で落札決定通知	落札者印
--	------

※ ご注意

- 1 入札は、「売却要領」に記載した物品の番号順にそれぞれ実施します。
- 2 入札書は、購入を希望される物品(入札1件)ごとに作成してください。
- 3 提出できる入札書は、入札1件につき1通です。
同一物品の入札において、2通以上の入札書(代理人としての入札書を含む。)を提出することはできません。
- 4 法人にあっては、住所及び氏名は所在及び商号並びに代表者名とし、登録した印鑑を押印してください。
また、委任状についても同様です。

委任状

令和 年 月 日

薩摩川内市長 田 中 良 二 殿

委任者 住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

※ 件名 金属スクラップ（物品番号＝ ）の売却

代理人 住所
(受任者)

氏名

印

委任状

令和 年 月 日

薩摩川内市長

殿

※物品の所有となる方(入札参加申込者)が、記入し押印してください。

委任者 住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

※購入を希望する物品番号を記入してください。

※ 件名 金属スクラップ(物品番号=)の売却

※代理人(受任者)となる方が、記入し押印してください。
※入札書と同じ印鑑を押印してください。

代理人 住所
(受任者)

氏名

印

※ ご注意

- 1 入札は、「売却要領」の1に記載した物品の番号順にそれぞれ実施します。
- 2 委任状は購入を希望される物品(入札1件)ごとに1枚必要です。
- 3 委任事項の物品番号には、委任する入札に係る品名の物品番号を記入してください。
記入例は、物品番号1の入札について委任する場合を示しています。
- 4 1件の入札において、2枚以上の委任状を提出する(複数以上の者に委任し又は複数以上の者から受任する)ことはできません。
- 5 代理人となった方は、委任を受けた入札に本人として参加することはできません。

売 買 契 約 書 (案)

薩摩川内市 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、甲所有の金属スクラップの売買について、次の条項により売買契約を締結する。

(権利義務の譲渡等)

第1条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲り、又はその履行を委任することはできない。

(物品の品名、単価)

第2条 品名、単価は下記のとおりとする。

品 名	価格 (税抜き 1Kg あたり)
〇〇	〇〇円

(物品の引渡し、搬出及び保管責任)

第3条 物品の引渡しは契約締結後から令和8年〇月〇日までの間に宮里浄化センターにおいて行うものとする。

2 乙は、物品の引渡しを受けたときは、同期間内に搬出するものとし、搬出に要する経費は一切乙の負担とする。

3 前項の物品の搬出その他作業は全て項の指示に従って行う。

4 物品引渡し後は、甲は当該物件の保管責任を負わないものとする。

(数量の確定)

第4条 売却数量の確定は、売却物品を引渡した当日に、検量所で計測した数量で確定することとし、乙は、検量した数量が確認できる書面 (検量票) と別紙様式の物品受領書を甲に提出するものとする。

2 乙は、物品の引渡しを受けた後は、品質・数量に違算があることを発見しても異議の申し立てをしない。

3 乙は、甲が指定する売却品を全て受理するものとし、一部を拒否することはできない。

(売買代金の決定)

第5条 売買代金は、売買数量を確定した後、契約単価に売買数量を乗じた額の総額に当該額の100分の10を加算した額とし、契約単価で積算した額及び加算する額に1円未満があるときは、これを切り捨てるものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、甲の発行する納入通知書により、指定期日までに売買代金を納入するものとする。

(用途の条件等)

第7条 乙は、契約物品にかかる用途の条件については次のとおりとする。

(1) 本契約により処分するものが生じた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 等に基づいて適正に処理する。

(2) 別添仕様書に基づき処理等を行うものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 契約の履行を遅延し、又は物件を粗雑にし、品質数量に関し不正な行為があったとき。

(3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

(5) 契約解除の申立てをしたとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

(ア) 役員等 (受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。) が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下この号において「暴力団員」という。) であると認められるとき。

- (イ) 薩摩川内市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成28年薩摩川内市告示第143号）第3条に規定する者に該当しないこと。
- (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 前号により契約解除した場合は、違約金として契約金額の10%に相当する額を、甲が取得するほか、その事後措置につき乙は甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(薩摩川内市財務規則の準用)

第10条 この契約の条項に定めるもののほかは、薩摩川内市財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第11条 この契約の履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第12条 この契約書に定めのない事項又は本契約の履行について疑義が生じたときは、条例・規則その他法令の定めによるほか双方協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人（甲） 薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市
薩摩川内市長 田中良二 ⑩

買受人（乙）
⑩

物品受領書

売却物件名	数量
(例) 鉄	23,790 Kg

上記の物品を受領しました。

令和 年 月 日

住所

氏名

薩摩川内市長殿